大阪市中央卸売市場業務条例改正のこれまでの経過について

- ・平成30年9月25日
- ·平成30年10月~11月
- ·平成31年1月21日

- ・平成31年3月~
- 令和元年7月8日

- · 令和元年10月26日~11月24日
- ・令和元年12月9日

第26回市場運営協議会開催

・改正卸売市場法の概要、運営協議会の今後の進め方について説明

取引参加者へのヒアリング実施

(※改正卸売市場法による要請)

第27回市場運営協議会開催

- ・取引参加者のヒアリング結果、本市の今後の検討の視点・方向性について説明
- 市場の活性化、市民の利益を視点に「業務条例改正の方向性」について検討
- ○卸・仲卸業者へ本市がめざす「条例改正の方向性案について」説明
- 卸・仲卸業者との意見交換を継続的に実施 | (その他の取引ルール中心)

第28回市場運営協議会開催

・条例改正の方向性を提示

その他の取引ルール(第三者販売、商物分離、 直荷引き等の規制)は定めない

左記以外のその他の取引ルール については、引き続き検討

卸・仲卸業者との意見交換を継続的に実施(参考1)

取引参加者の意見公募を実施

第29回市場運営協議会開催

・条例改正(案)を提示